平成３０年　第５回高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成３０年　５月２８日（月）午後２時から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員６名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員７名

農業委員

１番　大福　裕子　 ２番　幸妻　正浩　 ３番　森　淸一

　　　５番　宇治橋　俊美 ６番　二宮　國光

　　　会長　坂本　弘志

農地利用最適化推進委員

　　　１番　松井　正一郎　２番　永友　祥一　３番　山口　裕三

　　５番　永友　定己　　６番　木浦　由子　７番　宮越　美秋

　　　８番　橋口　卓史

４．欠席委員　　農業委員１名

７番　永友　清太

５．議事日程

　　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　　第３　　諸報告

　　第４　　議案第２５号　農地移動適正化あっせん事業について

　　第５　　議案第２６号　農地法第３条の規定による許可申請について

　　第６　　議案第２７号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について

第７　　議案第２８号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

　　　　　　　　　　　画の決定について

第８　　議案第２９号　平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第９　　議案第３０号　高鍋町農業委員会委員の辞任の同意について

６．事務局職員　　事務局長　横山英二　　局長補佐　三笠浩三

　　　　　　　　　係　　長　兵藤衣重　　主　　査　佐野由美

（開会１４時００分）

[事務局]

　皆様、お疲れ様です。ただ今から平成３０年第５回高鍋町農業委員会総会を開催いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

皆さんこんにちは。本日は農業委員、７名中６名が出席です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。なお、欠席の永友副会長からは、欠席届が提出されております。

農地利用最適化推進委員、７名全員が出席です。本日は農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第１０条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、６番　二宮國光委員・１番　大福裕子委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日５月２８日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

　はい、事務局。２ページをお開きください。諸報告、業務報告・業務計画について報告・説明させて頂きます。

はじめに５月の業務報告についてでございます。

業務報告【５月】

　８日（火）・平成３０年度第１回高鍋町特別融資制度推進会議が行われています。坂本会長と三笠補佐が出席しております。同じく８日・平成３０年度高鍋町農業者年金受給者協議会総会を開催いたしました。委員１２名・事務局長・横山・兵藤係長・佐野主査が出席しております。

　１１日（金）・平成３０年度西都児湯市町村農業委員会政策協議会通常総会が行われました。坂本会長と事務局長横山・三笠補佐が出席しております。

　２１日（月）・現地調査を行っています。坂本会長・大福委員・宇治橋委員・二宮委員・松井推進委員及び宮越推進委員が出席しております。事務局からは

事務局長横山・三笠補佐・佐野主査が出席しております。

　２３日（水）・平成３０年度西都児湯市郡農業者年金受給者連絡協議会通常総会が行われました。坂本会長・兵藤係長・佐野主査が出席しております。

　２４日（木）・児湯農業改良普及事業推進協議会総会に坂本会長が出席しております。同じく２４日（木）・平成３０年度第１回市町村農業委員会事務局長会議に、事務局長横山が出席しております。本日２８日（月）でございます。平成３０年第５回高鍋町農業委員会総会でございます。委員１３名、全職員出席となっております。

　３０日（水）・平成３０年度全国農業委員会会長大会及び要請活動が東京で行われます。坂本会長が参加致します。

　３１日（木）・会長大会のながれで農業施策研修大会が東京で行われます。こちらも、坂本会長が出席する予定となっております。

続きまして、６月の業務計画についてでございます。

業務計画【６月】

１日（金）・平成３０年度高鍋町新農業振興対策協議会総会並びに高鍋町環境保全型農業推進協議会総会が行われます。坂本会長が出席予定になっています。

７日（月）・平成３０年第２回高鍋町協議会定例会が開催予定となっております。坂本会長と事務局長横山が出席致します。

２１日（月）・現地調査を予定しております。

２８日（月）・平成３０年第６回高鍋町農業委員総会を予定しております。同じく２８日（月）・平成３０年度高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会総会を予定しております。

以上でございます。

[事務局]

３ページをお開きください。「県進達経過報告」を申し上げます。

農地法４条申請。平成３０年４月２０日。現地調査を行っています。

申請人・○○○○。転用目的は一般個人住宅で、問題ありません。

農地法５条申請。平成３０年４月２０日。現地調査を行っています。

譲受人・○○○○法人○○○○○○○○・理事長　○○○○○。

譲渡人・○○○○。転用目的は駐車場で問題ありません。

譲受人・○○○。

譲渡人・○○○。転用目的は集合住宅等で問題ありません。

譲受人・○○○○。

譲渡人・○○○○。転用目的は駐車場で問題ありません。

なお、５月１４日付けで許可となっておりますが、まだ、許可証の方は手元に届いておりません。

[事務局]

４ページをお開き下さい。「農地法第１８条第６項の規定による通知について」です。

１番。農地の所在。大字○○○字○○○　○○○○○番。地目・田。面積・１，４９０㎡。賃貸人・○○○○。賃借人・○○○○。解約届出日・平成３０年５月２３日・解約成立日・平成３０年５月１０日。土地引渡時期・平成３０年６月３０日。解約の理由は耕作者変更に伴う合意解約です。

５ページをお開き下さい。

合意解約届出についてです。

１番。申請地・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・畑。地積・１，８７２㎡。使用借受人・○○○。使用貸渡人・○○○。解約届出日・平成３０年５月２４日。解約成立日・平成３０年５月２４日。土地引渡日・平成３０年６月３０日。

続きまして、６ページをお開き下さい。

「農地法第３条の３第１項の規定による届出書について」です。

１番。権利者・○○○○。農地の所在・大字○○ 字○○　○○○○番○。地目・畑。面積・５４０㎡外３筆。取得日・平成２９年１０月１０日。取得事由・相続。あっせん希望の有無は有りで本日の第２５号議案となっております。

以上報告いたします。

[議長]

ただ今の報告について、ご質問・ご意見等はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、以上で諸報告を終わります。

続きまして日程第４・議案第２５号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

７ページをお開き下さい。「農地移動適正化あっせん事業について」です。

１番。平成３０年５月１５日。売渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・４，３７４㎡。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それではあっせん委員の指名をいたします。

１番　売渡申出：担当委員　１番　幸妻正浩委員

順番委員　３番　森淸一委員

宜しくお願いいたします。

日程第５・議案第２６号　「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

１０ページをお開き下さい。議案第２６号「農地法第３条の規定による許可申請について」です。

１番。解除条件つき３条賃貸借。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。地目・畑。面積・２，９９５㎡。貸付人・○○○○。借受人・（株）○○○○○○○　代表取締役　○○○。

この件につきまして、担当の坂本会長にお願いします。

[８番]

　はい。担当委員であります、私が説明します。１番。まず、貸付人の○○○○さんと借受人の○○○○○○○○の解除条件付き３条賃貸借です。○○○○○○○○は、○○業・○○○○○○業を目的とした会社です。又、高鍋町の誘致企業として○○○・○○○○○を営業されています。

申請地は○○○○○○○から南へ７００ｍ程行った所の、１０号線沿いの○○地区にあります。○○○・○○○○店に隣接しております約２，９９５㎡の畑です。現状は休耕された状態です。この畑にはキャベツを作付けされる予定です。収穫された農産物は自社で○○○○を行い販売される予定です。賃借料は反当○○円という事です。以上です。

[議長]

事務局、宮越推進委員から報告する事があれば、お願いします。

[推進委員７番]

　特にございません。

[議長]

　それでは、事務局。

[事務局]

　１１ページをお開き下さい。

農地法３条第２項・第２号につきまして、借受人は農地所有適格法人以外の法人ですが、第３項第１号に規定される解除条件付等の要件を満たすことから適用なしとなります。○○○○○○○○は○○○業・○○○○○○業を目的として平成○○年○月○○日に設立された会社で、今回農業に新規参入するため農地を借り受けるものです。申請地においてはキャベツを栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今、説明・報告は終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　２番。解除条件付き３条賃貸借。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○○番。地目・畑。面積・２，９０９㎡。貸付人・○○○○。借受人・○○○○○○○○　代表取締役　○○○。

この件につきまして、担当の宇治橋委員よりお願いいたします。

[５番]

はい。

[議長]

　はい、５番。

[５番]

　はい、５番。説明いたします。これは先ほどの１番と同じ内容でございます。

○○○○さんと○○○○○○○さんとの解除条件付き３条賃貸借です。

現場は○○○になります。今○○○○の工場の建設工事をやっておりますが、工事現場の西側になります。○○○○○○○○さんは○○○○販売の会社です。この畑を借りて甘藷・人参を作付けされ自社で販売されるそうです。農機具等はリースで行うということでございます。これで１番と２番を合わせて５,９０４㎡位になります。賃貸料が反当○○円、期間３年という事になっています。以上です。

[議長]

　松井推進委員から報告する事があればお願いします。

[推進委員１番]

特にありません。

[議長]

　はい。それでは事務局から報告する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

１２ページをお開き下さい。

先程と同じように借受人は解約条件等の要件を満たすことから適用なしという事になります。申請地においては人参・甘藷を栽培する予定で、やはり本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今、説明・報告がおわりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　次に日程第６・議案第２７号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

　１番　事務局。１７ページをお開き下さい。議案第２７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」

　１番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○○番。畑。８５４，２１㎡外３筆。賃貸借です。貸付人・○○○○○。借受人・○○○。転用目的は土木工事用資材置場です。

担当の宇治橋委員よりご説明をお願いします。

[５番]

　はい。

[議長]

はい。５番。

[５番]

５番。説明をいたします。場所は○○○になります。○○○公民館から○○○へ３００ｍ程行った所の土地に当たります。宅地となっておりますが、これは○○のあと地で農業用宅地であります。農振地でもありますが、今回○○○が平成３２年４月３０日まで一時転用を申請するものであります。ここで○○○○の道路工事による土木工事用資材置場にするということでございます。工事請負業者は○○○となっております。汚水は発生しない。又、雨水は自然浸透するという事でございます。

万が一に問題が生じた場合は、○が責任を持つということで確約書がでております。賃借料が月○○円となっております。以上。

[議長]

　はい。事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　はい、事務局。申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地であり、原則として転用を許可する事が出来ないものとされています。今回の計画が申請に係る用地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用をするものとして行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を利用する事が、必要であると認められるものである事に該当する事から、転用許可の対象となります。それから、代替地の検討は数カ所行っています。が、現場への距離と利便性とを考慮しこの申請地に決定したという事でございます。一時利用でありますから、工事終了後は農地にもどす予定でありますので、特に問題は無いと思います。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。 【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案の通り承認と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番○○。地目・田。

２２４㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○。譲受人・○○○。転用目的は

一般個人住宅です。

担当の二宮委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　はい、６番。２４ページを見て頂きたいと思います。

申請地は非常に分かりやすい所でして、○○○○○○の西側のすぐのところです。地目は田ですが現況は一部は菜園として使われておりまして、一部にはごく小さいビニールハウスがたっています。第２種農地です。

申請の理由ですが、現在○○○○に居住している譲受人がですね、出身地である高鍋に帰って居住する為に個人住宅を建設するというものです。これは売買ではなくて譲り渡し人から贈与を受けるというものです。贈与であるという証明の書面は添付されていないわけですけど、贈与は書面が無くても有効に成立するという契約だとされていますので、贈与であろうと推測するしかない訳です。また、高鍋町町長名で発行された戸籍の附票というものが添付されておりまして、それによりますと当事者は二人とも同じ名字ですし、本籍地も高鍋町内の同じ番地になっておりますので、恐らく当事者の関係は親子か兄弟であろうというふうに推測されます。

排水については雑排水は公共下水道に流して汚水については汚水槽から排水溝に流すということになります。水利組合からは問題無いという意見があったとする代理人の文書が添付されております。境界にはブロック塀を作るということになっております。

それから、事業費ですが先程お話ししましたように土地は贈与ですので、建築費用分の○○○円丁度という事で自己資金を充当する事になっておりまして、通帳のコピーが添付されています。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　３番。

[事務局]

　１８ページをお開き下さい。

３番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番○。田。１，０１３㎡。外１筆。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○○○○代表取締役　○○○○○。転用目的は太陽光発電施設の設置です。

担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、１番。

[１番]

　はい、１番。説明します。この所有権移転ですが、○○・○○線にあります○○○○の所から４００ｍほどありますが、２８ページをご参照ください。信号の所から西に向かって○筆目にあたります。西・南に道路が面しており、東が住宅の塀となっております。また、隣接面においては畦畔がありまして現在雑草地となっております。そこにですね、１０㎝から１５㎝の盛土を行うということです。その後○○○○さんによります太陽光発電を設置するという事になっております。１，３４０㎡に対しまして○○○円という事です。

[議長]

　はい、事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　はい。申請地は住宅等と連帯する区域ではありますが、１０ｈａ未満の区域内にある農地であることから、第２種農地として判断されます。第２種農地は転用許可の対象となります。あと隣接する土地の地権者へは事業内容の説明のうえ、同意を頂いているという事でございます。あと被害・防災については充分対処致しますが、万が一被害が生じた場合には申請者が責任をもって対処する事となっており、確約書が提出されております。それから、資金につきましては金融機関の残高証明が提出されており、事業的には問題無いと判断できます。それから、再生可能エネルギー発電事業計画に伴う九州電力の工事期間中請求書並びに農地転用に伴う質問について協議が整い、土地改良区として差し支えが無いとする小丸川土地改良区の意見書が添付されています。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　４番。

[事務局]

はい、４番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○○番○。田。

１６８㎡外４筆。所有権移転です。譲渡人・○○○○○　代表取締役　○○○。譲受人・○○○○○○○○○○　代表取締役　○○○○。転用目的は○○兼事務所及び○○○○○○です。

担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[５番]

　はい。

[議長]

　はい、５番。

[５番]

　５番。説明いたします。本件は事業変更でございます。所在地は１０号線沿いの○○○○○から２００ｍ位行った所の山手、右側の山の下でございます。

３０年ほど前に、○○○○○さんが○○○を使った○○○の拡大を計画しており転用申請をした訳でございますが、その後、経営状況が変化して出店資金が難しくなり、現在まで放置していたものでございます。現在地は農地としての状態ではない状況でございます。

今回、譲受人の○○○○○○○○○○さんが○○○事務所及び○○○○○○を作るため、転用申請を新たにした訳でございます。隣接地は農地は無く、作物又は家畜等への影響はありません。汚水につきましては浄化槽を設置し接面の道路の側溝へ排水するという事であります。

又、雨水に関しましては自然浸透で敷地内にＵ字溝を設置し側溝へ排出するという事でございます。確約書も提出されています。

資金は自己資金で○○○円となっております。以上でございます。

[議長]

　はい、事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　はい。申請地は住宅等と連帯する区域ではありますが、１０ha未満の区域内にあり農地であることから第２種農地として判断されます。第２種農地は転用許可の対象となります。資金面については預金通帳の写しが添付されており、特に問題無いと考えられます。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案とおり承認と決定いたしました。

　次に日程第７・「　議案第２８号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

　１番の案件につきましては、○○推進委員本人の案件となり農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当し、○○推進委員につきましてはこの案件の

議事参加が出来ませんので、しばらくの間ご退席をお願い致します。

それでは、事務局のほうから議案の説明をお願いします。

１番。

[事務局]

　３７ページをお開き下さい。議案第２８号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について（所有権移転）」です。

　１番。農地の所在・大字○○○字○○○○　地番・○○○○番○。地目・田。面積・２９㎡外６筆です。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

担当の大福委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　はい、１番。説明します。○○・○○線にあります○○○○を○○○に向かって○○○を渡ります。その右手の方に道がありますが、その道を西の方に走って頂きますと○○○の建物があります。それを更に西の方へ２００ｍ程進んで行きますと西側の方に田んぼがあります。その道を山手の方に向かって上から６筆、これに現在水稲が植栽されておりきれいに完備をされています。現状も田ですのできれいに完備されております。１，９３０㎡に対しまして○○円ということです。以上です。

[議長]

　事務局より担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

○○委員を中にお願いします。

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。地目・畑。面積・

４７７㎡外４筆。所有権を移転する者・○○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○○○○○。

担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　はい、１番。○○さんはこちらには住んでいらっしゃらないのですが、○○○○線がありますが、○○の交差点を○○方面に行きますと○○の○○○がございます。さらに２００ｍ位進みますと右の方に○○○○○○さんがあります。　　　それの東隣にあります畑に芋が植えてあります。１０,１９５㎡に対しまして○○○円という事で話がついています。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは質問もないようですから、採決いたします。

本件原案とおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

３番。

[事務局]

３番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番。地目・畑。３，１７３㎡。所有権を移転する者・○○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

担当代理の大福委員にご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　はい、説明します。これも○○・○○線に沿って○○○○を上がって行きますと○○の交差点があります。これを右の方に○○の方に向かって進行しますと４筆目の所に畑があります。北・西が道路になっており東・南の隣との畑の境界は、はっきりしています。排水については北側の側溝が利用できるものと思います。これは○○さんから○○さんに無償贈与という事です。３，１７３㎡となっております。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは質問が無いようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

４番。

[事務局 ]

　４番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番。地目・畑。面積・３，８０３㎡外１筆。所有権を移転する者・○○○○○○　○○○○○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○　○○○。

担当代理の大福委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、１番。

[１番]

　はい、説明します。これも○○・○○線の○○の交差点を○○の方に向かって進みますと、最初の十字路を過ぎて３００ｍ位行った所からＴ字路を左に行きます。そこに２筆目にあります所は現在ハウスが建っておりまして、使用されているような状況ではありません。７，７００㎡に対しまして、○○円ということです。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案とおり承認と決定いたしました。

　次に利用権設定。２番。

[事務局]

　はい、４３ページをお開きください。利用権設定です。

１番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・５１５㎡外２筆。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

６番。水田の場所ですが、十号線の○○の信号の近くに○○○○○○○がありますが、その○○○○○○○から東に入った所です。賃貸借権の設定期間は本年の６月１日から１０年後の４０年５月の末日までの１０年間という事になります。賃借料は物納でして、１年につき１０ａ当たり籾で○○○キロという事になっております。この賃借人は頻繁に登場するおなじみの方ですので、経営内容の説明については省略させて頂きます。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・３００㎡外４筆。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○○○　○○○○○○○○○。

担当代理の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　はい、説明いたします。まず、○○○○番○から２筆は田んぼとなっていますが、○○○○○○があります。○○○○○の方に向かって行きますと○○○○が右手の方に見えます。この○○○○の手前に○○○がありますけれども、そこの所にあります外の２筆です。現在耕起されて水がはってありました。それから○○○の方にとばします。

字○○はですね、○○○○を上がってきまして○○の交差点があります。そこの丁度西側に当たります２筆ですが、現在、芝が植えられております。それから字○○のほうに行きますが、これは○○の交差点から○○の方に向かって行きますと南九州自動車道に係る○○○○○○があります。この○○○を渡って右の方に○○○○に向かって走って行きますと、左の方に○○○○○さんがあります。丁度その下辺りになりますが、現在、芝が植えられております。この１２，２９０㎡に対しまして○○○円という事です。

[議長]

　事務局及び担当委員から説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案とおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

３番。

[事務局]

　はい、４４ページです。

３番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・

１，８７２㎡。利用権を設定する者・○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○　○○○○○○○○○。

担当の幸妻委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、２番。

[２番]

　はい、説明します。場所はですね、○○でございまして○○○○から北西に行く道がありますが、そこを入って約３００ｍ位北側になります。この○○○さんの土地はですね、遊休地でございました。今回、○○○○○○　○○○○○○○○○に貸し付けるという事でございます。その後につきましては中間管理事業としまして、この間、認定を受けられました○○○○○さんがブロッコリーを作るという事を聞いています。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

４番。

[事務局]

　４番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・１，２３０㎡外２筆。利用権を設定する者・○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○○○　○○○○○○。

担当の幸妻委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、２番。

[２番]

　はい、説明いたします。これもですね３番と同じ所で隣接した畑でございまして、○さんの場合は、昨年度までは作付けをされたみたいです。その後、体調を崩されたようでして、少し荒れていましたけど、現在は綺麗な畑にされているようです。ここも先程と同じように○○○○○さんが、ブロッコリーを作るという事を聞いております。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

５番。

[事務局]

　５番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○○番。地目・田。面積・

１，４９０㎡。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○。

担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、５番。

[５番]

　はい、５番。説明します。場所はですね、○○○です。十号線の○○の信号から１００ｍ位宮崎市の方に行った左側の田んぼ、ビニールハウスでございます。

○○○さんはですね、新規就農者でございます。現在○○○の○○○○○さんのハウスで昨年の９月から今年の６月まで、ハウスピーマンの技術知識を取得する為、研修中でございます。研修終了後に○○○○さんのハウスを借りて夫婦2人でハウスピーマンを経営される予定です。賃借料は反当○○○円という事になっています。以上。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご説明はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第８・議案第２９号　「平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を、議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

　４９ページをお開きください。議案第２９号「平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を、ご説明いたします。

この件につきましては第３回総会にご審議頂いておりますが、この際にご指摘を受けた箇所の修正を行った後に４月に窓口に縦覧に供し、少し遅れましたが高鍋町のホームページに掲載を行い意見の募集を行った所でございます。しかしながら意見はございませんでした。その事を報告いたしまして、「平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を再度提案し、ご承認を頂くものです。

なお、詳細につきましては第３回総会にて決定をさせて頂いておりますので省略させて頂きます。

[議長]

　ただ今、事務局から説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第９・議案第３０号　「高鍋町農業委員会委員の辞任の同意について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

　はい、事務局。議案第３０号「高鍋町農業委員会委員の辞任の同意について」提案させて頂きます。平成３０年４月２７日付け提出の農業委員・○○○○氏の辞任願い。平成３０年５月３１日付け辞任について農業委員会等に関する法律第１３条の規定により、辞任の同意を求めるものでございます。

提案理由を説明させて頂きます。平成３０年４月２７日付けで○○委員の○○○○委員より辞表の提出がございました。農業委員会等に関する法律第１３条には、委員は正当な事由がある時には市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任する事ができると規定されています。農業委員会の同意は農業委員会の総会の議決により、総会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされております事から、今回、議案として上程させて頂いたところでございます。

辞任の理由につきましては辞表の中で健康上の理由とございます。ご本人は今後の総会につきましても、出席は望めない状況でございますので、総合的に判断いたしまして辞任はやむを得ないものと考え、同意をお願いするものでございます。

なお、○○委員が担当されておりました地区につきましては、委員さん相互で調整をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

本日議決が頂けましたら、速やかに任命権者であります高鍋町長宛に辞表を提出し、受理されましたら正式に辞任という運びとなります。

　次にですね、後任となる委員の補充についてでございますが、九州農政局に確認をとりましたところ別段の定めがない限り農業委員が１名欠員する毎に、農業委員を補充する必要はなく、欠員によって農業委員会の所掌事務を適切に処理出来なくなった場合には、速やかに農業委員を任命する事が適当であるという見解を頂いたところでございます。

また、○○委員は認定農業者でありましたので、規則によりまして認定農業者等が農業委員の過半数を占める事とする要件を満たさなくなってしまうのですが、この件につきましても九州農政局に確認をとりましたところ、この要件はあくまでも一斉に募集を行う際の要件であり、欠員によりこの要件を満たさなくなったからといってすぐに認定農業者である農業委員を補充する必要は無いという回答を頂いておりますので、当面補充を行う予定はございません。

なお、○○委員が就いておられます副会長職につきましては、町長より辞表受理後、６月の総会において副会長職の互選を議題としまして上程し選任をお願いしたいと考えています。

事務局からの説明は以上でございます。

[議長]

　事務局からの説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

はい、２番。

[２番]

あのう、今の説明によると補充はしないということですが、今は担当区が前に比べるとかなり広がっていて負担がかかっているのではないかなと思うんですよね。順番で補佐をするのは構わないのですが、自分の担当区が主になってきた場合に、うまく回るのかなと心配があるのですが、そこのとこはどうでしょうかね。

[議長]

　はい、事務局。

[事務局]

　すぐには補充はしないということでありまして、やはり状況を見て、回らないようでしたら。農業委員さんは議会の方の同意を経て補充という事でありますので、次の議会が９月、その次は１２月になりますので、その時点でいい人材があっての話になりますので、そこら辺の準備はしていきたいと思っています。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　現実に、私が今回、○○○○さんの担当地区を回りましたけど、現地調査のですね、金曜日の午後の夕方にこれをぱらぱらと見て自分の知らない所の手元に無い所が入ってまして、それは土曜・日曜では無理ですよね、ここ（農業委員会）が開いていないので、今日の午前中だったらそれはそれでどうなのかなと思って大変苦労しました。今回ですね。ですから、補充を前提にね、すごい負担を感じました。

[６番]

はい、私もそう思います。補充をして欲しいと思います。負担が大きいと思います。現在でもかなり抱えている訳ですよね。ですから早急に、補充をお願いしたいと思います。

[議長]

はい。

[１番]

ついでに申し上げると、いつも○○委員が案件を抱えて忙しくされているんですよね。この忙しさはいかばかりかという事を身をもって思いました。ですから皆で負担を分け合うのではなくて、皆で立ち会ったらどんなものかと思うんですよね。

[委員の声]

　補充の方向でお願いします。補充して欲しいです。後２年はあるわけですから。

[事務局]

　分かりました。９月の議会に向けて準備を進めて参りたいと思います。

[議長]

　それでは、事務局が言ったとおり、９月の議会に間に合うように、今から準備をしていく方向でやっていきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。その他、何もなければ。

それでは、他に意見がありませんので、○○委員の辞任の理由が病気という事で止むを得ない事情でありますので、辞任に同意したという事でよろしいでしょうか。

[委員全員]

　はい。

[議長]

　それではこれをもちまして、平成３０年第５回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうも有難うございました。

（１５時１３分終了）

高鍋町農業委員会会議規則第１０条の規定により、ここに署名する。

　　議　　長　　　　会　長

　　　　　　　　　署名委員　　　　１　番

　　　　　　　　　署名委員　　　　６　番